

「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」の募集について

1 趣 旨

平成29年7月5日からの大雨により、県内各地で死傷者・行方不明者等の人的被害や家屋の全壊・半壊、多数の床上・床下浸水等の深刻な被害が発生し、県内1市1町1村(朝倉市、添田町、東峰村)に災害救助法が適用されました。

福岡県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

平成29年7月5日からの大雨災害義援金

3 受付期間

平成29年7月10日(月)から平成29年12月28日(木)まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行(※1)	00980-0-332036	福岡県共同募金会7月大雨災害義援金
福岡銀行 春日原支店(※2)	(普)1932835	社会福祉法人福岡県共同募金会 会長 <small>オガワヒロキ</small> 小川弘毅
西日本シティ銀行 春日原支店(※2)	(普)3063234	

※1 ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。

※2 福岡銀行、西日本シティ銀行については、全国の地方銀行(64行)本支店からの振込手数料は無料。

※3 上記以外の他銀行、ATM及びインターネットバンキングを利用する際の振込みは手数料有料。

5 義援金の配分

福岡県共同募金会でとりまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合は、金融機関での振込金受領証に「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。